



中国工業情報化部による ICP 登録の登録内容調査について

株式会社クララオンライン
アジアビジネスクリエーション事業部
コンサルティングサービス

<通知に対する見解>

中国工業情報化部は、ICP 登録の登録内容について、実態を確認する調査を不定期に実施している。2013 年度は 3 月に今年度 1 回目の調査を実施することが通知された。これに伴い、中国国内のドメイン登録事業者やサーバホスティング事業者からは、顧客に対して登録内容の確認を促す告知が発せられている。

本調査は、全数調査ではなくサンプル調査とみられるが、登録している連絡先に電話が繋がらない、担当者の退職等の理由で連絡がとれないといった場合には、登録内容の改善が求められる可能性がある。そのため、中国で Web サイトを開設している企業は、速やかに ICP 登録に関する自社の登録内容の確認を行うべきである。

1. ICP登録について

ICP 登録は、中国国内で Web サイトを開設する際に必要な登録手続きで、サーバを接続する ISP(IDC)企業を通じて所轄の通信管理局に申請し、番号が発行される。Web サイトの開設者はこの番号を Web サイトに掲示することが義務付けられている。従前は個人名義でも登録手続きが可能であったが、現在は法人または組織による申請に限られている。特に、2010 年以前は登録内容の厳密性に対する要求は低かったものの、2010 年 5 月からは ICP 登録を行う組織の担当者の顔写真撮影を ISP(IDC)企業に要求するなど、近年は徐々に管理を強化している。

2. ICP登録の登録内容調査について

工業情報化部は 2012 年に入り、ICP 登録の登録内容について調査を開始しており、主に以下の項目について、その内容を確認している旨を公表している。

1. 企業(組織)名・企業の住所・連絡先電話番号



CLARA ONLINE China Internet Report
2013.3.19

2. Web サイトの運営責任者名・携帯電話番号
3. ドメイン名・契約している ISP(IDC)

また、これに伴って中国の主要なドメイン登録事業者、サーバホスティング事業者は、それぞれ顧客に対し、登録内容が正しいかどうかの確認と共に、修正点がある場合には速やかに届け出を行うよう通知している。なお、これらの調査は電話によって実施されている。

3. 登録内容の確認・修正

ICP 登録の内容が正しく登録されていない場合、インターネット情報サービス管理弁法(互联网信息服务管理办法)等の法令に基づき、最大 5 万元の罰金が科せられることがあるほか、Web サイトの閉鎖等を指示されることがある。

過去にクララオンラインが確認した事例では、登録内容の誤りを指摘された企業が通信管理局から Web サイトの即時閉鎖を指示され、修正した登録内容が受理されるまでの約 1 ヶ月間は Web サイトを公開することができなかった。

ICP 登録の現時点での登録内容は、工業情報化部の ICP 登録に関する Web サイト (<http://www.miibeian.gov.cn/>) で閲覧することができる。自社で対応できない場合には、ICP 登録の手続きを代行する企業などに依頼し、速やかに確認・修正を行うことが望ましい。

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的しておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンラインコンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスを求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2013 年 3 月 18 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。
- 法令等の和訳はクララオンラインが独自に行ったものです。条文の解釈については正確な表現に努めておりますが、実際の活用の際には中国政府当局による原典・原文を確認いただくようお願いいたします。

本書はクララオンラインコンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776